

(様式1)

年 月 日

善通寺市長 殿

認可地縁団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する次の不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

1 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
| | | |

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(様式 1 関係)

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に記載する
「申請不動産に関する事項」の記載要領

【建物について】

- 名称 …○○自治会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 113 条第 1 項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 80 号第 1 項）
- 延床面積 …不動産登記規則第 115 条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
(注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 所在地 …市区町村内の地番（不動産登記法第 44 条第 1 項第 1 号）及び家屋番号（同項第 2 号）まで記載すること。

【土地について】

- 地目 …不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとする。
(注) 不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積 …不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第 34 条第 1 項第 2 号）まで記載すること。

(様式2)

年 月 日

善通寺市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 善通寺市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 善通寺市

上 申 書

当認可地縁団体が所有する不動産について、地方自治法第260条の46第1項の規定により所有権保存または所有権移転の登記をするための公告をお願いするにあたり、法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明する資料として、下記のとおり相違ないことを上申いたします。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

(様式3)

年 月 日

善通寺市長 殿

異議を述べる者の氏名及び住所

氏名

住所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

| 名称 | 延床面積 | 所在地 |
|----|------|-----|
| | | |

・土地

| 地目 | 面積 | 所在地 |
|----|----|-----|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

※この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。